

食 品 安 全 委 員 会 第 99 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 6 月 16 日（木） 14:00 ～ 14:51

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 シアゾファミド

（厚生労働省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬 ジノテフランに関する食品健康影響評価について

（３）添加物専門調査会における審議状況について

・アセトアルデヒドに関する意見・情報の募集について

（４）平成 17 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について

（５）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5．配付資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「シアゾファミド」の食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 ジノテフランに係る食品健康影響評価について

資料 3 添加物専門調査会における審議状況について

資料 4 平成 17 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）

参考資料 1 米国における B S E 疑似陽性牛について

6．議事内容

○寺田委員長 ただいまから、「食品安全委員会」第99回会合を開催いたします。

本日は、7名の委員全員が出席でございます。

また、本日は厚生労働省から松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長に出席していただいております。

全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「食品安全委員会（第99回会合）議事次第」がございますので、御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。資料は全部で6点であります。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

資料1-2が「『シアゾファミド』の食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料2が「ジノテフランに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料3が「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料4が「平成17年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）」であります。

参考資料1が「米国におけるBSE疑似陽性牛について」であります。

お手元に資料はございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1-1にありますとおり、6月14日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました農薬シアゾファミドについて厚生労働省から説明があります。厚生労働省の中垣基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料1-2に基づいて御説明申し上げます。

「シアゾファミド」の食品衛生法に基づきます残留農薬基準の設定に当たります食品健康影響評価をお願いするものでございます。

「1．経緯」でございますが、本年6月1日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録の、この場合には適用作物の拡大の申請があったという連絡をいただいたところでございまして、その拡大される部分について残留農薬基準を設定するということで、「食品安全委員会」にあらかじめ食品健康影響評価をお願いするものでございます。

「2．シアゾファミドの概要」でございますが、殺菌剤でございまして、現在、小麦、バレイショ、白菜等に登録がございます。また、昨年11月4日付けで「食品安全委員会」から食品健康影響評価の通知をいただいて、その結果を踏まえて、本年4月に従来のものにつきましては残留基準をつくったところでございます。

今回は、これに加えて、かんきつ、ショウガ、あずきなどへの適用作物の拡大が申請されておるところでございます、それにつきまして評価をお願いするというものでございます。

「３．今後の方向」でございますが、「食品安全委員会」の結果を踏まえまして、「薬事・食品衛生審議会」において適用作物の拡大に伴う基準の設定について議論をお願いするということとしております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、どなたか質問と御意見はございますか。

どうぞ。

○見上委員 質問の内容がちょっとピントが外れているかわかりませんが、とりあえず今回は「かんきつ、しょうが、あずき等」と書いてあります。何種類の植物になるかわかりませんが、植物が増えるたびに「食品安全委員会」でシステム上審議するということですか。

○中垣基準審査課長 食品安全基本法を素直に読みますと、残留基準を策定するときは食品健康影響評価を依頼しろというのが食品安全基本法でございます。勿論、その上で私どもの関係で申し上げますと、特定保健用食品でございますとか、あるいは動物用医薬品でございますとか、一定の条件の下で明らかに必要でないというような御判断をいただいた分野があるということも承知をいたしておるところでございます。

前に、これと似たようなことをやったときに、たしか小泉先生だったと思いますけれども、前に一度やったものについて１年、２年足らずのうちに更にまた食品健康影響評価をお願いするのかというような御意見をいただいて、私どもの方からはルール上一応お尋ねせざるを得ないのでございます、また、事務局の方とも相談させていただきますというようなお答えをそのときにさせていただいたことを覚えているわけでございますが、今一度事務局ともまたよく相談させていただきたいと思います。

○見上委員 といいますのは、これは何種類の植物に対してなのかがよくわからないんです。農薬の審査を、実際に出席して見てみますと、大変な仕事なんです。１品目、少なくとも数回かかるという状況で、これからポジティブリストになって何百というものをやらなければならないときに、どうしてこういう悠長な話が出てくるのかと思いました。

○寺田委員長 こちらの事務局、どうぞ。

○村上評価課長 最終的には、先生方の御判断になるわけでございますが、例えば今、評価をして、半年後にまた作物の拡大をしたいというようなお申し出があって、また再度お尋ねがあるような際には、特にそれ以降新たな情報がないのであれば、聞くまでもないという御判断は、食品安全基本法上委員会ができることになっておりますので、それはあり得ると思います。

ただ、今回の場合は「食品安全委員会」がまだ一度も評価をしていないものについての

お尋ねなので、それは一応「食品安全委員会」としての御判断をいただかないと、だれかほかの人がやった判断をそのまま受け入れてもいいのかどうかということも判断になってしまいますので、それでこういうことになっていますので、これから先、厚生労働省ともお話をさせていただいた上で御判断を仰ぎたいと思います。

○寺田委員長 何かありますか。今のでよろしゅうございますか。

○中垣基準審査課長 総体的な方針につきましては、今、評価課長の方から御発言がございましたとおり、私どもとしても事務局とまた御相談させていただいた上で「食品安全委員会」としての御判断を賜りたいと考えております。

見上先生から、先ほどどれぐらいの作物かという御質問に対してお答えしますと、かんきつ、アブラナ科野菜、ミョウガ、ショウガ、小豆、ブロッコリー、ハクサイ、ワサビ、ネギという作物が追加で申請が出てきているところでございます。

○見上委員 ありがとうございます。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○小泉委員 よく御存じの中垣課長にお聞きしたいんですけれども、この毒性評価の動物実験ですが、その動物実験のガイドラインみたいなものがあるのでしょうか。

といいますのは、実は農薬のところではいろいろ食品健康影響評価していますときに、例えば昨日もその専門調査会があったんですが、LD50の半分とか、あるいは少なくとも4分の1を90日間とか1年間投与して毒性評価をすると、肝障害が当然現れますし、そのほか体重抑制とかいろいろなことが起きていまして、結局それが対象農薬の有害性を示しているとは考えられないんです。非常に大量投与、パーセントオーダーの投与量になっているわけで、現在は次第に低用量の食品健康影響評価ということが重視されてきている中で、LD50に近いようなものを90日間もやってどういう意味があるのかと思うわけなんです。

例えば、我々は日常生活のものでも100倍量を食べたら死んでしまいます。そういうことを考えますので、むしろ最大無作用量の100倍を最大用量にするとか、そういったガイドラインがあるのかどうかということを、私、動物愛護の面からもこういう実験を推薦して業者に出させるようにされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○中垣基準審査課長 農薬につきましては、農林水産省で定めたガイドラインがございます。添加物につきましては、厚生労働省で前に定めたガイドラインがございます。また、医薬品分野についても、同じようなガイドラインがございます。

これらのガイドライン、特に動物試験のガイドラインというものは、大方OECDが定めたガイドラインにハーモナイズされているというふうに考えております。OECDが定めたガイドラインにおきまして、先生御指摘の、例えば90日試験の投与量につきましては、とにかく毒性が現れる量を投与すべきという概念がございます。それによって物の性格、その物質がどういう毒性を持っているのかを洗いざらい見た上で評価をしていくという方式がOECDで採用されているというふうに考えております。

勿論、投与量として上限は原則として、混餌、えさにまぜる場合に５％というような概念が提唱されておりまして、５％を超えた場合に栄養が偏ることが起きるといようなことから、上限は５％に設定されているかと思えますけれども、その範囲内、５％以下の用量で、とにかく毒性が起きる量がどの程度なのかというのをを見つける作業をＯＥＣＤのガイドラインで求めているものだというふうに考えております。

○寺田委員長 どうぞ。

○小泉委員 そういう理屈であれば非常にわかりやすいんですが、そうではなくて３段階、１０,０００ ppm と、次は１,０００ ppm、１００ ppm とかということになると、上は１,０００ ppm と １０,０００ ppm まで明らかに障害が出ているんです。それで５％の安全性になるものというのは、ほとんど無害物質です。それを混餌して大丈夫だということは、それではどこで無作用量を決めるか。前の投与量だと １００ ppm しかないということになります。

ですから、今、課長が言われたように、１,０００ ppm が最高用量で障害が出る。その次、５００ ppm で、５０ ppm とかというのであれば非常によくわかるんですが、高用量群に栄養障害による症状が出ているというようなことが結構あるというのを非常におかしく感じています。

○中垣基準審査課長 どう答えていいのか苦しむところがあるわけですが、１０,０００ ppm、１,０００ ppm、１００ ppm というのは１０倍の公比で３つ用量を設定する。一定の公比で設定するというのは、先生御存じのとおり、通常のやり方だろうと思います。

しかしながら、結果として １０,０００ ppm でも １,０００ ppm でもかなり強い毒性が出ているということになりますと、最初の用量設定に何らかの問題があったのではなかろうかということもまた推定されるんだろうと思います。勿論、詳細に見てみないとわかりませんが、例えばそれであれば １,０００ ppm、５００ ppm、２５０ ppm とかそういうふうな用量設定を最初にすべきだったのかもしれませんが、通常長期の試験を行う場合には、その前に数週間の予試験をして、そこで用量設定していくわけですが、その辺りをひっくり返して見てみないと、何らかの問題があったかどうかというのを一義的にここで言うのは勘弁していただけるとありがたいと思います。

○小泉委員 わかりました。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは、これは私どもの「農薬専門調査会」で審査させていただきます。

念のために、今、見上委員が質問されている答えの中に入っていましたけれども、この農薬は前のときは、最初には「食品衛生調査会」で審議されたわけですね。

○中垣基準審査課長 この「食品安全委員会」で、平成 １６ 年 １１ 月 ４ 日付けで寺田委員長から厚生労働大臣あてにいただいているものでございます。

○寺田委員長 ここで一旦、審議したんですね。

○村上評価課長 ちょっと事務方で御相談をさせていただきまして、その上で今後どうするか、お諮りしたいと思います。

○寺田委員長　もしか、この委員会で5か月ぐらい前に審議しているのであれば、やはり考える必要があるかも知れません。だから、それを検討いたしましてからまたお返事いたします。

○中垣基準審査課長　どうもありがとうございました。

○寺田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「(2)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取」についてであります。

農薬ジノテフランに関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長　それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

何枚かめくっていただきますと、ページが打ってあるところがありまして、6ページに本品の構造式が真ん中辺りに書いてあります。

本品は殺虫剤でございまして、これは2002年、本委員会の発足以前に既に登録がされているものでありまして、このものについては「食品安全委員会」に対しては初めての評価ということで、適用拡大登録申請に基づく食品健康影響評価の依頼のあったものでございます。

本品につきましては、意見・情報の募集をさせていただいたところでございまして、その意見・情報の募集に入ります前に1度御説明をしておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

本品は、迅速に体外に代謝・排泄をされるものでございまして、毒性については慎重に専門調査会において御審議をしていただきました結果、全体的には41ページに記載がございますような毒性の評価の結果となっております。

このほかに、遺伝毒性試験が行われておりまして、これはすべて遺伝毒性はなしという結果になっているわけでございます。

各試験における無毒性量については、そこに書いてあるとおりでございまして、発がん性あるいは繁殖毒性、催奇形性等、特殊な毒性は認められなかったという御判断でございます。

その結果として、イヌの52週間の慢性毒性試験の雌の数字を一番小さな無毒性量ということで採用いたしまして、それに安全係数100を取りまして、ADIとしては0.22 mg/kg体重/日としてはどうかということが専門調査会での御結論でございました。

これに基づきまして、意見・情報の募集をさせていただきましたところ、資料2の一番最後のページでございしますが、1枚元に戻っていただきますと「参考」というものが付いてございまして、御意見は1通ございました。

御意見の中身は、左側に書いてあるとおりでございしますが、ここもかいつまんで申しますと、農薬の使用の実態、あるいは農産物の食べる部位がどこかというようなことを子細に検討して評価をしないといけないのではないのか。皮や種子、葉っぱ、茎、枝などのい

わゆる通常食品にしないような部分も健康食品等に使われる可能性があるという場合もあるので、そういうところまで細かく考えて評価を行うべきだというような御意見でございました。

専門調査会といたしましては、ここで専門調査会が御議論して評価の結果としてとりまとめておりますのは、一日最大許容摂取量、A D Iでございます、その先の農薬の使用の時期、あるいは使用の方法等については農薬取締法に基づいて農薬の使用基準として定められるべきものでございますので、これは管理機関である農林水産省に伝達をさせていただきますという御回答でございます。

勿論「食品安全委員会」の専門調査会の議論は、最善の科学的知見に基づいてきちんと評価をしておりますというお答えを用意させていただいたわけでございます。

この点について、御意見がございましたけれども、専門調査会としては当初のジノテフランに対する農薬評価書の内容は変える必要はないという御判断になりまして、6月15日付けで「農薬専門調査会」の座長より本委員会委員長あてに審議結果の御報告のあったものでございます。よろしく御審議をお願いします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明内容あるいはこの記載に関しまして、どなたか御意見ございますでしょうか。

ございませんね。

それでは、農薬ジノテフランにつきましては、「農薬専門調査会」におけるものと同じ結論であります、ジノテフランの一日摂取許容量を0.22 mg/kg 体重/日と設定することによろしゅうございますね。

(「異議なし」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、「(3) 添加物専門調査会における審議状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回、お諮りいたしますのは食品添加物、香料として使用されるアセトアルデヒドについてでございます。

本品につきましては、資料3の最初のページにございますように、平成15年11月21日に厚生労働省よりお尋ねのあった食品健康影響評価の依頼のあった件でございまして、後ほど御紹介いたしますけれども、本品のアセトアルデヒドの安全性評価についていろいろ議論がございますものですから、「添加物専門調査会」では5回にわたって本品について御審議をされまして、平成17年4月13日付けでアセトアルデヒドについての食品健康影響評価の審議の結果がとりまとめに至ったものでございます。

本日、お許しいただければ、本日より意見・情報の募集に入らせていただきたいというものでございます。

ページ数が打っているところがございますが、1ページを御覧いただきますと、食品健

康影響評価に関する審議結果の案がそこから始まっております。

「２．背景等」のところに書いてございますように、これは厚生労働省において国際的に広く使用が認められているようなもので、国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの指定要請を待つことなく、国が主体的に検討を開始するという方針で対処されていたもののうちのひとつということでございまして、香料の成分としてアセトアルデヒドを使うことについてどうかということで、本委員会に食品健康影響評価の依頼があったものでございます。

アセトアルデヒドの構造は、非常に簡単な構造のものでございまして、これは広く食品に含まれているものでもございますし、後ほど書いてございますように、生体内で正常な代謝の産物として生成をするものでもございます。

ただ、その安全性について、いろいろ試験が行われておりまして、１ページの下の辺りから始まるところに「（１）遺伝毒性」というところがございしますが、本品については「細菌を用いた復帰突然変異試験では陰性の結果が報告されているが、酵母を含め真核生物においては多くの試験系において陽性の結果が報告されている」ということから始まりまして、動物個体を用いる試験系でも、吸入による投与でDNAのチェーンが切断される、あるいは腹腔内投与によって姉妹染色分体交換試験で陽性というような結果もある。腹腔内投与によるげっ歯類を用いた小核試験で陽性の結果があるというようなことが報告をされているところでございます。

それから、本品は生体内において生成されるものでもございますが、反復投与でやはり毒性は出てくるものでございます。

２ページの真ん中辺りに、「（３）発がん性」というところがございしますが、本品の発がん性についてもこれは幾つかの試験が行われておりまして、１つはラットに吸入で投与した場合の試験。それから、ハムスターに吸入で投与した場合の試験というようなものが実際に実施をされておりまして、それぞれ鼻粘膜あるいは喉頭にがんの発生があったという報告になっております。

IARCでは、これらの動物試験のデータを基に、本品についてはグループ２Ｂという、ヒトに対して発がん性があるかもしれないというグループに分類をしております。ただ、これらの試験は、経口投与試験ではないということは留意すべき点でございます。

それから、SDラットの飲水投与での一生発がん性試験も行われておりますが、これについても腫瘍の発生が増加したというようなことがございますけれども、用量相関性あるいは標的臓器、特定の臓器にがんが見られるというようなことがこのデータでは示されていないということから、調査会においてはこのデータは参考データで使うのが適当というお話になったわけでございます。

催奇形性については、やはり幾つか試験が行われておりまして、ある一定量以上の投与において異常が認められたというようなデータもございます。

３ページでございしますが、これらの資料がある一方で、本品については広く食品中に含

有されている成分でございますし、それから生体内で生成をするものでもございます。かつ本品については生体内で迅速に代謝を受けまして、二酸化炭素と水に迅速に分解されるというようなことがあるというようなことを基にいろいろな考察がされているわけでございます。

1つは、「5．摂取量の推定」ということでございます。

香料の摂取量というものはなかなか推定が難しいものでございますけれども、国際機関で行われているような香料としての年間使用量の全量を人口の10%が消費していると仮定して一日当たりの推定摂取量を求める。これは量的には相当過剰な推計になると思われませんが、このような推計をした場合、そこに書いたような、我が国において、もしこのものが香料として認められた場合に、一日一人当たりどれくらい取ることになるかという推定摂取量はおおよそ9,618 μg から19,211 μg の範囲にあると推定されるということでありまして、アメリカにおける推計では、食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量は、意図的に添加された本物質の4倍になるだろうというようなことが推計をされているわけでございます。

国際機関における評価が、3ページの8のところに書いてございますが、Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additivesという国際機関においては、1997年に本品が飽和脂肪族非環式鎖状一級アルコール類、アルデヒド類、酸類、こういうような化学構造の分類に基づいてグループとして評価をされておりまして、ここでの推計はNOAELがラットから125 mg/kg 体重/日というふうに求められ、先ほど申し上げたような推定摂取量と比較をいたしまして、この分類における摂取許容量を超えるけれども、完全に生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を超えないと予測されるので、本品については安全性の問題はないという判断になっているわけでございます。

本品につきまして、4ページの11のところに専門調査会としての評価結果がまとめられております。

「アセトアルデヒドは、高用量の吸入暴露により発がん性を示す。Ames試験では陰性であったものの、その他の遺伝毒性試験においては陽性の結果が得られていることから、定性的には遺伝毒性を有するものと考えられるが、今後は定量的評価も必要となろう。なお、発がん標的臓器における遺伝毒性に関する試験データは得られていない。

また、本物質の想定される推定摂取量はクラスⅠの摂取許容量を超えており、11週間反復投与試験に基づく安全マージンは適切な安全マージン1,000を下回っている」ということを指摘しつつ、「しかしながら」といたしまして、黒ポツの最初の文言でございまして、「吸入試験の用量は、想定されるヒトの暴露量より高いレベルであり、認められた発がん性は細胞毒性の強いアセトアルデヒドの直接暴露によるものと推定される」。

2番目のポツでございまして、「本物質は、果物や酒類など日常の食品から摂取しており、その量は香料として意図的に添加されて摂取する量よりも多いと想定される」。

3番目のポツでございまして、「食品として摂取していると想定される量のレベルでは、

消化管粘膜にあるアルデヒド脱水素酵素（ALDH）により酢酸へと代謝を受けたり、タンパク質との結合により除去されること、また、たとえ消化管から吸収されたとしても肝臓における初回通過効果により大部分が代謝され、全身循環血中にはほとんど入らないと考えられる」。

その次のポツですが、「本物質は生体成分であり、長年欧米における使用実績があり、香料としての使用による健康被害の報告はない」。

最後のポツですが、「JECFAでは、本物質はクラスⅠに分類され、推定摂取量はクラスⅠの摂取許容量を上回るが、完全に生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を超えないと予測されるため香料としての安全性の問題はないと評価されている」。

これらのことを総合的に判断すると、「アセトアルデヒドは、完全に生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を超えないと予測されるため、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した」というのが「添加物専門調査会」における御報告の現時点における案でございます。

本日、御審議の上お許しいただければ、本日より意見・情報の募集をさせていただきたいということで、御審議をよろしくお願いします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明、記載事項に関しまして、御質問あるいは意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○本間委員 5回にわたる専門調査会での議論ということで、大変深い議論をしたという気がいたします。

後で、これから更に出てくるピラジンの化合物とか、ああいうふうな、通常の食品の中にある、本来バックグラウンドを相当持っているものがほぼ類型の判断がなされ得る根拠がここに最初に出されてきたということになりましょうか。

○寺田委員長 どうぞ。

○村上評価課長 専門調査会の御議論がどのように展開するかは、事務局としてはわかりませんが、たくさん香料の品目がある中で、このアセトアルデヒドが非常に判断するのに時間がかかったといいますか、大変な品目であったという印象は事務局として受けております。

構造は単純ですけれども、試験がこれだけやられているものも香料としてはそれほど多くないと思いますし、かつ生体影響がこれだけくっきり出てくるものもそんなに多くないと思われるので、この評価のフレームワークが今後の香料の評価のフレームワークの中で大きな参考といいますか、実績になるということは先生のおっしゃるとおりだと思います。

○寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては国民の皆さんから広く意見・情報の募集手続に入ることになります。どうもありがとうございました。

それでは、次に「(4)平成17年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について」であります。

先日、「食品健康影響評価技術研究運営委員会」が開催されましたので、座長の寺尾委員から報告をお願いいたします。

○寺尾委員 それでは、本年度から始まります食品健康影響評価技術研究の研究領域につきまして、その候補案というものがとりまとめられましたので、御報告申し上げます。

6月7日に、第1回の「食品健康影響評価技術研究運営委員会」が開催されまして、研究領域といたしましては化学物質系研究領域候補として2領域、生物系研究領域として同じく2領域、新食品等研究領域として1領域、そのほかの研究領域といたしまして2領域の、合計7領域の候補を選定いたしました。

詳細については、事務局の方からよろしくお願いいたします。

○寺田委員長 事務局から、どうぞ。

○一色事務局次長 それでは、事務局から報告させていただきます。資料4を御覧ください。

資料4でございますが、6月7日に8名の運営委員会委員にお集まりいただきまして、慎重に審議をしていただきました。審議の材料となりました素材につきましては、「食品安全委員会」委員及び専門調査会専門委員から提案されたものを材料といたしました。

その結果、この紙に書いてありますように、7つの研究領域候補が選定されました。

まず「Ⅰ 化学物質系研究領域」でございます。これは2つの研究領域が選定されました。

1つ目が「化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域」でございます。

2つ目が「食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域」でございます。

「Ⅱ 生物系研究領域」では、2つ選定されました。

1つ目が「プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域」でございます。

1枚めくっていただきまして、このページの裏をお願いいたします。

2つ目の生物系研究領域は、ここに書いてあります「微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域」でございます。

「Ⅲ 新食品等研究領域」では、1つの研究領域が選定されました。「タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域」でございます。

「Ⅳ その他の研究領域」からは2つの研究領域が選定されました。

1つ目が「食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域」でございます。

2番目が「食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域」でございます。

本日、「食品安全委員会」で研究領域を確定していただきまして、その後、一般募集に入らせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御質問ございませんか。

どうぞ。

○見上委員 1つ聞いていただきたいんですけれども、トータルして7つの研究領域、これが今日「食品安全委員会」で決定するということなんですけれども、その7つの領域が仮に全部7つとも決定されるのか、それともⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの中で2つ出ている、例えばⅠでもⅡでもいいんですけれども、そのうちの1つの領域が決められるのか、その辺をまず教えていただきたい。

それと、今度一般に募集したら、各研究領域に対していろんな方が応募してくると思うんですけれども、その場合、1つの研究領域に対して1題選ぶのか。その辺は後から決めるということでしょうか。

○一色事務局次長 今日、この委員会で見上先生の御質問の件は決定していただく方がよろしいと思います。

そして、研究課題が応募されました後につきましても、研究運営委員会あるいはこの委員会において決定していただくことになると思います。

○寺田委員長 寺尾先生、どうぞ。

○寺尾委員 申請が来ました研究内容も、内容次第だろうと思うんです。ですから、非常にいい研究計画のものであればなるべくたくさん取った方がいいですし、ただその研究にお金がかかるようだったら、トータルの額は上限が決まっていますから、そんなにたくさんは取れませんし、そこら辺をよく見て、この運営委員会で議論すればいいのではないのでしょうか。

○見上委員 わかりました。そうしたら、要するにこのトータルしたら、全部で7つの領域を公募にかけて、それぞれの中でいいものがあったら、Ⅰから2題選ぶこともあろうし、3～4題選ぶこともあろうしという、それは後から決めるということですね。

○寺尾委員 そうです。これからです。

○見上委員 わかりました。

○寺田委員長 どうぞ。

○本間委員 これは、合計でどのぐらいの数の、テーマの数と言ったらいいんでしょうか、領域が出されたのでしょうか。

○一色事務局次長 事務局に集まりました提案は、トータルいたしますと37の領域の提案をいただいております。

○本間委員 それが、大体この4分類に係る範囲内ですか。

○一色事務局次長 そうです。その4つそれぞれ内訳もございますが、化学物質系ですと15、生物系ですと12、新食品研究領域ですと7、その他が3つ。こういう提案がございました。

○寺田委員長 ほかにございますか。

これが一応、１年ごとに審査して３年間ですね。

- 一色事務局次長 そのとおりでございます。
- 寺田委員長 それから、ここに出ていますのは、管理官庁の方が随分大きなお金でいろんなことをやっておりますこととオーバーラップしていないような内容で、それも積極的に参考にされたわけですね。
- 一色事務局次長 そのとおりでございます。
- 寺田委員長 もう一つは、これが委託調査費あるいは研究補助金のどちらですか。
- 一色事務局次長 研究事業という性格の委託費というふうに整理されておりますが、従来の委託研究の形態に比べまして、より補助事業に近い考え方を取って運営していきたいというように考えております。
- 寺田委員長 わかりました。応募されるときに、そういう細則がつくられるわけですね。
例えば、補助金ならどこでもやっているような特許の帰属だとか、論文を書くときには必ずアクセシビリティを入れるとか、細かいことをまた別につくられるわけですね。
- 一色事務局次長 そのとおりでございます。
- 寺田委員長 ほかに、何かございますでしょうか。

ここの委員会として、食品安全性に関する評価ということに絞ってこういういわゆる競争的資金が取れたということは大変ありがたいと思っていますし、事務局の御厚意に本当に感謝いたします。公募ですから、何とかこれがうまく、いいテーマ、いい方が集まってくれたらいいなと思っています。公募の仕方も考えられてやった方が、広くみんなから集まって良いと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、これはよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

- 寺田委員長 それでは、先ほど言いましたようなことを含めまして、事務局で研究課題の公募の手続を、この研究領域でお願いいたします。そのときに、先ほど言いましたようなことを、後から勝手に変えたとか思われたら困りますので、こういうふうにしますということを、内容を前もって決めておかれた方がいいと思います。

寺尾先生、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、その次でございますけれども、先日米国農務省よりＢＳＥ疑似陽性牛に関する発表がありました。その件につきまして事務局より報告があります。よろしくお願いいたします。

- 村上評価課長 それでは、参考資料１に基づきまして御説明をさせていただきます。

既に御承知のことと思いますが、現地時間の６月１０日、米国農務省より米国におけるＢＳＥ疑似陽性牛に関して、次の内容の発表があったということでございまして、次のページにＵＳＤＡのプレスオフィスから出たリリースペーパーが参考資料１の２枚目に添付されております。

この内容でございますが、昨年６月１日に開始いたしました米国におけるＢＳＥ拡大サ

ーベイランスにおいて1次検査、エライザ法で疑陽性となったものが3つあるわけですが、それが下の表にある1、2、3というものですが、その後の確認検査で、右側の方にございますように、これらはすべて免疫組織化学的検査でネガティブ、陰性という結果になりまして、これらは陰性という取扱いを受けているわけでございます。

これらについて、米国農務省の監査局より農務省の中で勧告が行われまして、今週、「Earlier this week」と書いてございましたけれども、その週の初めにウェスタンブロット法による再検査を実施したと。そのうち、1例のみウェスタンブロット法で陽性の結果が得られたというものでございます。

(2)でございますが、これは今後の予定でございまして、現在それが進行中になっているわけですが、2つの方法で異なる結果が得られたものについては、イギリスのウェブリッジにある国際獣疫事務局のBSEリファレンス研究所に検体を送付するとともに、USDAにおいてもさらなる検証を行うとしているということでございます。

「なお」ということで、その当該牛についてはダウナー、歩行困難牛であったということでありまして、当然食用には回らずに死体は焼却されているというような、この(1)～(3)の内容の発表がございました。

その後の情報等では、ジョハnz農務長官のプレスに対する質疑応答などの記録などを見ますと、当該牛は非常に年寄りの牛であるというお話とか、あるいは最終結果がイギリスのウェブリッジから返ってくるのに2週間程度かかるだろうというような御発言があったということを聞いております。

いずれにいたしましても、この最終結果等が得られ次第、事務局が入手し次第、また御報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ただいま、この時点において何か質問とかございますか。ございませんね。

それでは、情報が入りましたら、よろしく伝えてください。

そのほかに、何かございますか。

○齊藤事務局長 特にございません。

○寺田委員長 それでは、本日の委員会はすべて終了いたしました。全般を通じて何もございませんね。

以上をもちまして、「食品安全委員会」第99回会合を閉会いたします。次回の委員会会合につきましては、6月23日木曜日14時から開催いたしますので、お知らせいたします。

また、17日金曜日14時から、「遺伝子組換え食品等専門調査会」を非公開で開催いたします。

21日火曜日10時から、「動物用医薬品専門調査会」を公開で開催いたします。

この「動物用医薬品専門調査会」は2部に分かれていまして、11時40分からは非公開で開催いたします。

同じく 21 日火曜日 15 時から、「プリオン専門調査会」を公開で開催いたします。

22 日水曜日 10 時から、「緊急時対応専門調査会」を公開で開催を予定いたしていますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。終わります。